

千葉地方裁判所委員会（第 5 2 回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 開催日時

令和 6 年 2 月 9 日午後 1 時 1 5 分から午後 3 時 3 0 分まで

2 開催場所

千葉地方裁判所大会議室（新館 1 0 階）

3 出席者

【委員】

石山孝紀、小野瀬厚（委員長）、亀山隆弘、後藤弘子、坂本誠、秦智子、本  
田晃、宮嶋康明、守下実、安井恵津子、山下政嗣

【説明担当者】

千葉簡易裁判所裁判官 笹本桂輔

【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官、同刑事首席書記官、同事務局長、同事務局  
総務課長、同事務局総務課課長補佐

4 議事等

(1) 委員の紹介

小野瀬委員長から、任命後初めての出席となる石山委員が紹介された。

(2) 委員挨拶

委員就任に当たり、石山委員から挨拶があった。

(3) 事務局からの報告

土田総務課長から、前回テーマの「地方裁判所における職員採用広報につい  
て」、その後の取組等の報告があった。

(4) 説明担当者による説明

## 【機密性 2】

笹本裁判官より、今回のテーマである「利用者にとって使い勝手の良い簡易裁判所であり続けるために」について説明があった。

### (5) 意見交換

(発言者：◎委員長、○委員、◇説明担当者)

◎ 今回の千葉地方裁判所委員会では、「利用者にとって使い勝手の良い簡易裁判所であり続けるために」というテーマに関して意見交換を行っていきたい。簡易裁判所の特色の一つとして、代理人によらない、本人による手続が行われる場合が多いということがあるが、そういった観点から、簡易裁判所の使い勝手の良さは大変重要な問題と考えている。先ほどの笹本裁判官の説明に対して、御質問等があれば伺いたい。

○ 民事事件の新受件数については、平成30年を境に減少してきている状況であるが、その要因について何か分析や評価をされているか。係争が減っているのであれば世の中としては良いと思うが、簡易裁判所の利用が進んでいないのではないかという問題意識等をお持ちであればお聞かせいただきたい。

◇ はっきりとしたことは分からないが、以前は、過払金返還請求事件が民事訴訟において相当の割合を占めた時期があった。最近では、通常訴訟においては過払金返還請求事件がほとんどなくなっている状況であることが減少要因として考えられる。

また、ADRという裁判外紛争解決手続が利用されているということもあるのかもしれないという感覚は持っている。事件数が少ないということは、紛争が少なく社会的に平穏を保っていると言える一方で、他方ではまた別の原因があるのかもしれない。

○ 簡易裁判所は県内に全部で11庁あるということだが、受付で相談や説明を行う職員の配置はどうなっているか。例えば、職員数が少なかったり、一件一件丁寧に説明することによって時間が長くかかったりすると、次の来庁者に待ってもらおう状況も発生すると思われる。

## 【機密性2】

◇ 千葉簡易裁判所では、基本的に2名で受付業務を行っているが、窓口が混んでいて人手が足りない場合には、隣の係の職員等が応援に入ることもあり、柔軟に対応している。

○ 現状では、いきなり来庁してもすぐに受け付けてもらえるのか。若しくは、病院のように何時間も待たされることもあるのか。

◇ 千葉簡裁では、それほどお待たせするような状況には至っていないが、それでも重ねてたくさん来庁された場合は、例えばこの方は調停がいいかなと思ったら、受付から調停事件の担当者に引き継いで対応を行っている。また、お電話をいただいた際に内容が込み入ったりしている場合は、直接の担当者からあらかじめ来庁日時をお伺いした上で対応している。

○ 県内の簡易裁判所の中でも、地域によって、とりわけ件数が少ない裁判所はあるのか。

また、例えば当事者が少額訴訟を提起する場合、まずどういう形で裁判所にアクセスをするのか。直接裁判所に行くことが多いのか、電話での問い合わせが多いのか。また、どのような経緯で裁判所にアクセスしているのか。誰かに教えてもらうのか、ホームページを見るのか等、いろんなパターンがあると思うが、ただホームページにアクセスしてくださいというだけでは、司法アクセスの保障が十分だとは思えない。通常の民事事件は、弁護士が付くことが多いと思うが、簡易裁判所は代理人が付かないということも前提としてシステムを構築されていると思うので、どういう形でアクセスをしていることが多いのかを伺いたい。

◎ 千葉簡裁や松戸簡裁のように事件数の多い簡裁もあれば、銚子簡裁等のように事件数が少ない簡裁もある。そこは管内の人口等によってかなり規模は違うというふうに一般論としては思う。

少額訴訟の提起に至るプロセスについて、どこまで裁判所が提起前のことについて把握できるのかという問題はある。手続案内をして、そこですぐに

## 【機密性2】

提訴に結びつくようなパターンであれば分かるが、それ以外にどういうところでこのルートに乗ってきたかということについて、何か簡易裁判所で分かることはあるか。

- 「どうやってここをお知りになりましたか。」といったアンケートは大抵いろんな形で行われるが、裁判所においても、例えば訴訟が終わった後に差支えない範囲でアンケートを行ったりはしているのか。使い勝手が良かったかどうかは本人に聞かないと分からないので、使い勝手を良くするためには、どういった形で調べているか。
- 参考になるかどうかは分からないが、消費生活センターは敷金の返還や原状回復等の相談をすると、少額訴訟を案内する。ただ、原状回復請求の少額訴訟は、私の感覚で言うと、90パーセント以上は通常訴訟に移行されているので、そこは裁判所の方でちゃんと正しく教えていただかないと、1回で手続が終わらないことについて不満になったりする。受付窓口は正しい情報を教示してもらいたい。
- ◇ 千葉簡裁では、先ほど委員から言われたような調査までは特にしていない。
- ◎ 実際に事件を担当していて、肌感覚で、この人はこういうルートで申立てをしたのではないかと推測できるようなことはあるか。
- ◇ 一般的に、若い人はインターネットで調べて申立てをするというのはあると思うが、ある程度年配の方になると、窓口に来られて、説明を聞いて、その場で申立書等を書かれる方もいらっしゃるようである。実際に年齢別に統計を取っているわけではないので、はっきりしたことは言えない。
- ◎ 先ほどの委員の御意見は、そうした点を把握した方が今後のニーズや問題発見に役立つのではないかと御意見として承りたい。
- 裁判所の建物の構造上、いろいろな部署が入っている中で、来庁された方がどこに行けばいいのか分からず、受付に聞けばいいというだけだと、使い

## 【機密性2】

勝手が良いとは言えない。代理人や傍聴希望者は分かるのだろうが、自分で訴訟をしようとする人に対して、もう少し優しくてもいいのかなと感じる。開かれた裁判所や優しい裁判所にするのであれば、例えばマスコットキャラクター等も使って、もう少し分かりやすいものがあるといいと思う。

- 私も先ほど見てきたが、たしかに庁舎に入って表から見たときには「受付」の表示はなく、その辺をうろうろしたがどなたも出てこなかった。それで横から回り込んで待合所の方から見ると、小さく「民事受付」と書かれた立て看板が下がっていた。通常であれば、受付はもうちょっと分かりやすいようになってると思うし、ただブースが並んでいるだけで、ここに手続相談ができるところがあるのか、職員さんが出て回答してくださるのかなという感じではあった。また、そこで相談したり受付したりしているのが、近くを通る人から丸見えであった。構造上の問題なのかもしれないが、これだとプライバシーも守られないし、当事者も落ち着かないだろうと思う。

また、訴訟の部署の書記官に聞いても、調停のことは詳しく分からないという方が受付をしたりしている。そうすると、そこで四つの手続のどれがいいかと聞かれても大丈夫なのかなというのは感じる。少額訴訟にしても、例えば原状回復でもめているケースというのは双方争っているもので、その日のうちに判決ということはほぼない。そうすると、「なぜ1回で終わらないんだ。1回で手続が終わると聞いてきたのに。」ということもある。また、裁判をしても、調停に付して調停で解決することもあるので、全部の手続について詳しく分かるように手続案内をした方が良く感じる。

それから、受付案内窓口というのは特になく、担当もいないようなので、一般に開かれてて、代理人が付かなくてもできるということであれば、その手続の案内に対しても、もうちょっと一般の方に分かりやすい、アクセスしやすい形にしたら良いと思う。家庭裁判所のフロアでは、はっきりと赤い矢印で受付への案内がされているし、申立てをすところも部屋の中で、外に

## 【機密性2】

漏れることもない。民事と家事では事件内容が違ふし、構造上仕方ないのかもしれないが、簡裁でももう少し何か目隠し等があってもいいと感じる。

◇ 実際に多くは使われていないが、簡裁にも扉がある個室ブースがある。いただいた御意見を参考にして、どういうことができるかを庶務課長と相談してみたい。

○ 地方自治体に対しても多くの相談があるが、相談内容によっては、少額訴訟や通常訴訟、支払督促で解決できそうなものが多くあると感じた。対応する職員自身があまり知識を持っていないというところもあるため、裁判所と連携して分かりやすい情報を市民に伝えていくという工夫もできるのではないかと思った。

○ 基本的に手続は全部デジタル、いわゆるウェブ上で完結するような形に持っていくのか。

◇ 将来的には、申立てや判決の手続もデジタル化されると聞いている。全ての手続がそうなるとは限らないが、そういった需要があればそういう形になるのではないかと思う。

○ 今は確定申告などのいろんな手続がデジタル化されていて、ウェブ上で完結する時代になってきている。簡裁の紛争は、比較的解決しやすい事案が多いと思われるため、例えばチャットボットを入れると、当事者が迷ったときにすぐチャットで相談でき、簡裁の申立てのハードルが低くなるのではないか。

あるいは、今は全部T i k T o kやI n s t a g r a m、Y o u T u b eなどで調べる人が多いため、アカウントを開設して、「簡易裁判所」のようなキーワードを入れておくと、それで引っかかってきて、つながる方が多くなるのではないか。

◎ デジタル化の話の中では、申立てをオンラインでできるようになっていくが、弁護士と本人では少し異なる側面がある。もちろん本人が利用して

## 【機密性 2】

- いただいても構わないが、まだそういったところまで対応できない方に対する配慮も必要になる。ウェブ弁論やウェブ弁論準備等をどこまで本人に利用していただけるのかについても、今後の推移を見ながらということになろうかと思われる。SNSの活用等については、御意見として承った。
- たしかに、デジタル化によって、申立てをする方にとっては便利になる反面、申し立てられる側の権利の保障というのもきちんとしていかないといけないということになると、デジタルがよく分からないという方に、自分に申し立てられたことに対して反論する機会もきちんとして設けなければいけない。そういった方に対する配慮は何かされているか。
  - ◇ そういう問題はたしかにあると思う。実際に利用するとなると、アカウントの登録等から必要になるので、そういうことができない方にとっては、設備や利用の意思等の条件が整わない限り、なかなか難しい。一方だけが使えても他方が対応できないという場合には使いにくいのではないかと考えている。
  - ただそればかり考慮するとなかなかデジタル化が進まないのも、バランスが難しいと思う。
  - 分かりやすいという点では、例えばビデオがとても大事だと思う。家庭裁判所では、手続案内のビデオをずっと流していたという記憶があるが、簡易裁判所ではそういったものはあるか。
  - ◇ 手続案内のブースがあり、そこでそういったビデオを見られるようになっている。以前は常時ビデオを流していたが、今は行っていない。
  - 相談だけでなく、一緒に申立書を記入するというようなことがあるのもっと良いと思う。また、パソコンは持っていてプリンターを持っていないという方が多くいる中で、手続案内のパンフレットは、少なくともホームページに行くとアクセスはできるけれども、どこかでお渡しいただけるものなのか。

## 【機密性2】

- ◇ 千葉簡裁では、パンフレットは受付カウンターのところにおいてある。
- 利用者の利便性を考えたときに、管轄も重要な要素であると思う。これまでの管轄は、全てリアルで手続をする前提でいろいろ考えられていたと思われるが、デジタルで手続ができると、現在定められてる管轄をこのまま保つ意味があるのかという話になる。

例えば、調停は非常に使い方によっては良い制度で、もっと利用すれば良いという感覚を持っている。しかし、例えば、ある事件で調停か訴訟かという選択に当たったとき、調停だと管轄は基本的に相手方の住所地でしか取れないが、訴訟だと義務履行地でも取れる。そのときに、本当は調停事案なのに、調停にすると遠いところに行かなきゃいけないから、しょうがなく訴訟でやるという場面があったりする。そんなことを考えたりすると、デジタル化ということを視野に入れるのであれば、管轄についてももう少し柔軟なやり方ができていいんじゃないかというような思いを強く持っている。立法論なので、裁判所だけでどうにかなる話ではないとは思いますが、デジタル化に足並みを合わせて、管轄についてもある程度見直していくような動きがあるようだったら教えていただきたい。また、裁判所からそういう発信をしていただく機会があるのかも教えていただきたい。

- ◎ 今回の民事訴訟法の改正の議論の中で、管轄にまで議論が及んだかどうかは定かではないが、この問題は、おっしゃられたとおり、まさに立法論であって、裁判所の方からの発信について、今この場で申し上げることはできないが、今回こういった場でそういう御意見があったということは残しておきたい。
- 実際に簡易裁判所が使いやすくなり、利用者が増えた場合の対応は問題ないか。
- ◎ あくまでも一般論だが、裁判所は、事件の動向や色々な事情を考慮し、事務が円滑に進むように態勢を整えているので、そういった状況に応じて対応

【機密性 2】

策を検討していくということになるかと思う。

今回は色々と貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

(6) 次回委員会期日

次回の委員会は、令和6年9月6日を開催候補日とすることとした。

(7) 次回の意見交換テーマ

次回の意見交換テーマについて、事前提案のあったテーマに対し本委員会において意見がなく、新たな提案もなかったため、過去に委員会で取り上げたテーマの状況等も踏まえて決定し、次回委員会期日までに各委員にお知らせすることとした。

以 上